

保安業務契約書（案）

1. 件名 令和8年度自家用電気工作物保安管理業務
2. 履行場所 下関港湾空港技術調査事務所 水理実験センター
3. 履行期間 自 令和 8年 4月 1日
至 令和 9年 3月 31日
4. 契約金額 ¥
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥
5. 契約保証金 免除

上記の契約について、

発注者 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局下関港湾空港技術調査事務所長
○○ ○○（以下「発注者」という。）と、受注者
(以下「受注者」という。)とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって保安業務契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の保安業務契約に関し、この契約書に定めるもののほか別冊の仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの仕様書を「設計図書」という。）に従い、これを履行しなければならない。

（保安業務計画書）

第2条 受注者は、この契約書締結後14日以内に設計図書に基づいて保安業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 保安業務計画書は、この契約書の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものでない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約書により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(一括委任又は一括下請の禁止)

第4条 受注者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者に書面により承諾を得た場合はこの限りではない。

(下請人の通知)

第5条 発注者は受注者に対して下請人につき、その名称、その他必要な事項の通知を求めることができる。

(保安管理担当者)

第6条 発注者は、保安義務の管理をつかさどる職員（以下「保安管理担当者」という。）を定めたときは、書面をもってその官職及び氏名を受注者に通知しなければならない。

保安管理担当者を変更したときも同様とする。

2 保安業務に際しては、保安管理担当者の指示によるものとする。

(保安従事技術者)

第7条 受注者は、保安業務に従事する技術者（以下「保安従事技術者」という。）を定め、書面をもってその氏名を発注者に通知しなければならない。

保安従事技術者を変更したときも同様とする。

(契約の変更中止等)

第8条 発注者は必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知し、契約内容を変更し又は一時中止することができる。

2 前項の場合に契約期間、契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定めなければならない。

(臨機の措置)

第9条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は

あらかじめ保安管理担当者の意見をきかなければならぬ。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく保安管理担当者に通知しなければならない。
- 3 保安管理担当者は、災害防止その他保安業務上特に必要があると認めるとときは受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(保安業務の実施)

第10条 保安業務実施にあたり作業員が必要な場合は、一切受注者の負担とする。

- 2 受注者は、前項に定めるほか発注者から緊急業務のため発注者が指定する以外の保安業務をするよう申し出があった場合は、これに応じなければならない。なお、この場合に契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定めなければならない。
- 3 受注者は、保安業務を実施する場合は、前日迄に保安管理担当者に通知しなければならない。なお、保安業務に当たっては、保安管理担当者の立会のうえ、各機器の点検を実施し記録しなければならない。

(保安用材料等)

第11条 保安業務に要する機械器具及び材料等は、一切受注者の負担とする。ただし、光熱水料は発注者の負担とする。

(施設の使用)

第12条 受注者が必要とする場合は、発注者の施設を使用することができる。ただし、その場合は、あらかじめ発注者に使用についての承諾を求めるなければならない。

(損害の負担)

第13条 契約履行中における損害は、受注者が一切負担するものとする。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第14条 受注者は、契約履行中において、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(機密保持)

第15条 受注者は、この契約に基づく業務中に知り得た発注者の秘密は契約履行中はもとより、契約期間完了後といえども他に漏らしてはならない。

2 前項の秘密を漏らしたことによる損害賠償については、受注者の負担とする。

(検査)

第16条 受注者は、3ヶ月毎の保安業務が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を完了しなければならない。

(支 払)

第17条 受注者は、第16条第2項の検査に合格したときは、書面をもって代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責に帰すべき理由により第16条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日迄の期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。

この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとする。

(第三者による代理受領)

第18条 受注者は、発注者の承諾を得て代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができます。

2 発注者は、前項の規定により、受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払をしなければならない。

(履行遅延の場合における損害額)

第19条 発注者の責に帰すべき理由により、第17条第2項の規定による代金の支払が遅れた場合においては、受注者は代金額につき遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延日数の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第20条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - 二 正当な理由がないのに保安業務に着手しないとき。
 - 三 第22条の規定によらないで、契約の解除を申し出たとき。
- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、保安業務の給付があり、当該給付を受けることが適當であると認めるときは、これを確認して当該代金相当額を受注者に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定により、契約が解除された場合においては、受注者は、業務代金額の1／10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第21条 発注者は、契約期間内に前条の規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
- 3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の解除権)

第22条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反により契約を履行するが不可能となったときは、契約を解除することができる。

- 2 第20条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(違約金の相殺)

第23条 発注者は、受注者の納付すべき違約金又は賠償金を発注者が支払うべき金

額から控除し、なお不足を生ずるときは、更に受注者から追徴するものとする。

- 2 受注者は、前項の規定により追徴すべき金額から、発注者が指定する期限までに納入しないときは、その遅延日数について年3パーセントの割合の遅滞金を発注者に納付しなければならない。

(紛争の解決)

第24条 この契約書の各条項において、発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議がととのわない場合、その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者と受注者とが協議して選定した第三者にその解決のあっせんを依頼するものとする。

(協 議)

第25条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

上記のとおり契約した証として、この証書2通を作成し、発注者と受注者とが各自保管する。

令和 8年 月 日

発注者 住 所 下関市竹崎町4丁目6-1

氏 名 九州地方整備局下関港湾空港技術調査事務所
分任支出負担行為担当官
九州地方整備局下関港湾空港技術調査事務所長

〇〇 〇〇

受注者 住 所

氏 名